

2 0 1 6 年（平成 2 8 年）1 2 月 8 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

保健福祉総合システムの運用管理に関することに係るコンピュータ処理について
（答申）

2 0 1 6 年（平成 2 8 年）1 1 月 2 1 日付けで諮問（第 8 2 8 号）された保健福祉総合システムの運用管理に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現行の保健福祉総合システムは平成 9 年に導入され、稼働開始から既に 1 8 年以上経過している。現在においては、少子・高齢化の進展や核家族化の進行やライフスタイルの多様化など、社会構造が大きな転換期を迎え、保健福祉事業を取り巻く環境は大きく変化している。このような状況の下、現行の保健福祉総合システムは、度重なる法制度改正に対応するため、改修を繰り返しながら使用してきた。職員にとって長年使い慣れたシステムであり操作性は優れているものの、度重なるシステム改修によりプログラムは複雑化しているため、法制度改正時の改修の難易度が高く、システムの改善や機能追加に毎年多額の経費を要している。また、長期使用のため、システム機能の制約など運用上の課題が生じており、継続して使用することで業務に支障をきたすおそれもあることから、これらの課題解消を目的に、次期保健福祉総合システム（以下、「新システム」という。）の導入を決定した。新システムへの更新により、操作性、視認性が向上するとともに、機器台数の適正化や、パッケージ化による法・制度改正への改修対応の効率化、セキュリティの向上、業務標準化による職員負荷の軽減等、ライフサイクルコストの抑制が期待できる。

現行の保健福祉総合システムの導入にあたっては、平成 7 年 7 月 1 3 日に各種業務処理のコンピュータ利用について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、平成 7 年 7 月 2 0 にコンピュータ利用を認めるとの答申を受けている。また、保健福祉

の各種業務は情報の連携が不可欠なため、個人情報をも本人以外から収集すること、目的外利用すること及び本人通知の省略について、平成14年12月18日に藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、平成15年5月8日付けでそれぞれ必要性を認めるとの答申を受けている。

新システムについては、平成27年7月17日に選定プロポーザルを実施した結果、現行の保健福祉総合システムの開発ベンダーの後継システムを導入することが決定し、平成27年9月25日に新システムの開発業務委託契約を締結している。以降、平成29年1月の新システムへの更新に向け、ただいま開発作業を実施している。新システムでは、「徘徊高齢者 SOS ネットワークサービス」、「NHK放送受信料免除事由の証明」、「養育者支援金」の3業務を新たにコンピュータ処理することとしたため、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り、意見を求めるものである。この3業務以外の各種業務については、過去に諮問し審議会から答申を受けた内容から、取り扱う個人情報に変更はなく、システム開発ベンダーの変更も無いため、諮問の対象とはしない。

(2) コンピュータ処理の内容

ア 徘徊高齢者 SOS ネットワークサービス

事務の名称：徘徊高齢者に関すること 所管課：高齢者支援課

徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業は、認知症などにより行方不明となる恐れのある高齢者の家族等からの申請に基づき、本人の情報をシステムに事前に登録しておくことで、本人が行方不明となった際に本人情報を迅速かつ正確に把握し、関係機関との情報の共有や、連携した捜索を行い早期保護を図る。

イ NHK放送受信料免除事由の証明

事務の名称：障がい者及び障がいのある児童の援護 所管課：障がい福祉課

障がい者手帳等を交付されている非課税世帯等の方は、申請に基づきNHKの放送受信料が免除となる。免除申請を受け付けた場合には、対象者が免除基準に該当していることをシステムで確認し、対象者の情報をシステムに入力するとともに、日本放送協会へ受信料免除申請を行う。日本放送協会からは、定期的にNHK放送受信料免除事由の存否確認調査依頼があるため、日本放送協会から送付される契約者一覧とシステムで抽出した対象者の情報を突合し、調査基準日時点の存否を回答する。

ウ 養育者支援金

事務の名称：養育者支援金に関すること 所管課：子育て給付課

養育者支援金は、児童扶養手当を受給できない年金を受給している養育者家庭に対し、その家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るために支給される。養育者からの申請に基づき、年金受給状況等の申請情報をシステム入力し、所得状況等から支給対象者であるかの判定を行う。判定結果により、申請者に支給決定通知等を出し、送付する。また、受給者に対しての支払い処理も行う。

(3) コンピュータ処理の必要性について

新たにコンピュータ処理を行う3業務は、エクセルファイルにより情報の管理を行っていた。この方法では運用管理が非効率的であり、情報の照会にも時間を要し、大量の情報の入力を行うことから誤入力が発生する可能性が常にあった。この3事

業について事務処理を効率的、迅速かつ正確に行い、市民サービスの向上を図るために新システムでのコンピュータ処理が必要であると考えます。

(4) コンピュータ処理をする個人情報の項目

ア 徘徊高齢者 SOS ネットワークサービス

宛名番号、写真の有無、氏名、旧姓、住所、電話番号、前住所、生年月日、性別、身長、体重、頭髪、体格、眼鏡使用、血液型、装飾品、体の特徴、申請者氏名、登録者との続柄、申請者住所、申請者連絡先（自宅）、申請者連絡先（携帯）

イ NHK放送受信料免除事由の証明

宛名番号、氏名、生年月日、住所、障がいの種類、障がい者手帳の番号、障がい者手帳の有効期限、世帯状況、世帯員全員の市民税の課税、非課税の別

ウ 養育者支援金

宛名番号、氏名、住所、生年月日、性別、証書番号、資格状態、支給状態、対象児童数、支給月額、申請日、支給事由、決定日、却下事由、支給開始年月、額改定情報、差止情報、解除情報、喪失日、喪失事由、住所要件、別居監護有無、勤務先名、勤務先電話番号、配偶者有無、国籍（外国人）、在留期間（外国人）、年金種別、年度別所得額（受給者・配偶者・扶養者）、受給者関係区分、口座情報、現況最新判定結果

(5) 安全対策

ア 新システム開発受託者における安全対策

新システム開発において受託者が個人情報以外のプログラムソース等の持ち出しを行う場合においては、申請書の提出を義務づけ、IT推進課において記録媒体への書き出しを行うことにより、個人情報の不正な持ち出しが行えないよう管理している。

また、現行の保健福祉総合システムから新システムへのデータ移行については、生体認証及び暗証番号により入室管理を行っている庁内のサーバ室内に設置されている両サーバ間において、非公開系ネットワークを使用して、受託者が安全にデータを移行する。

イ 利用者の制限

(ア) ユーザの権限

新システムにおいては、所属部門の利用権限設定及び職員単位の利用権限設定が可能であるため、担当課の職員のうち実務を行う職員のみ利用権限を与えることにより、利用者に制限を設ける。

(イ) ユーザ認証

ユーザの認証については、端末ログイン時に生体認証、新システムログイン時にID及びパスワードを入力させることにより、不正使用を防止する。

新システムログイン時のパスワードは本人が生成及び変更を行い、システム管理者においてもパスワードを把握できない仕様としているため、本人以外知り得ないものとなる。また、パスワードは定期的に変更を行う。

ウ システム上の安全対策

(ア) データ管理

新システムは Web システムを採用するため、すべてのデータをサーバ上で一

元管理し、個々の端末にはデータを持たせないシステム形態となる。そのため、個々の端末からのデータ漏洩や不正使用を防ぐ。また、新システムは非公開系ネットワーク上に構築し、サーバと端末間のデータ通信は SSL により暗号化することにより、外部に情報が漏洩するのを防止する。なお、サーバ機器は生体認証及び暗証番号により入室管理を行っている庁内サーバ室のラック内に設置する。

(イ) ウイルス監視

新システム端末へはウイルス対策ソフトをインストールします。各端末はサーバから最新のパターンファイルを取得し、常時ウイルス監視を行うとともに、ウイルスの感染を予防する。

(ウ) 利用状況(ログ)の記録

新システムでは、システム操作者がシステムにログインしてからログアウトするまでの間で、いつ、誰が、どのデータにアクセスし、何をしたかをログとして保存する。

(エ) 端末のセキュリティ対策

新システム端末はセキュリティワイヤーロックで什器等とつなぐことにより、端末の持ち出し及び盗難を防止する。

また、プライバシーフィルタをディスプレイに設置することにより、端末の使用者以外の者が個人情報を盗み見ること及び不正取得することを防止する。

エ その他

個人情報の取り扱いについては「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー<基本方針>」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(6) 実施時期

平成29年1月1日から新システム稼働開始

(7) 提出資料

ア 新システム構成図

イ 藤沢市保健福祉総合システム開発業務委託契約書

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

新たにコンピュータ処理を行う3業務は、エクセルファイルにより情報の管理を行っていた。この方法では運用管理が非効率的であり、情報の照会にも時間を要し、大量の情報の入力を行うことから誤入力が発生する可能性が常にあった。この3事業について事務処理を効率的、迅速かつ正確に行い、市民サービスの向上を図るために新システムでのコンピュータ処理が必要であると考えます。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性は認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が2 説明要旨(5) 安全対策ア, イ(ア), イ(イ), ウ(ア), ウ(イ), ウ(ウ), ウ(エ), エにおいて示す安全対策は次のとおりである。

ア 受託者の安全対策を高めるための措置 ア

イ 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 イ(ア), イ(イ)

ウ ネットワークからの情報流出を防止するための措置 ウ(ア)

エ コンピュータウイルスによるデータの破壊を防止するための措置 ウ(イ)

オ 日常的な安全対策 ウ(ア), ウ(ウ), ウ(エ), エ

以上のことから判断すると, 安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより, コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上